

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したかについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月31日から5年7月1日まで
② 平成5年7月1日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社に係る雇用保険の加入記録及び同僚の給与支払明細書により、申立人が申立期間①において継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成4年11月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、B社の元事業主及び元事務担当者は、「B社は、平成5年7月14日に厚生年金保険の適用事業所になったものの、事務の混乱から、一度に全従業員を厚生年金保険に加入させることができなかった。厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていない従業員から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨証言している。

また、C社は、「申立期間②当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から同年 8 月 21 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かった。

しかし、当該標準報酬月額の減額については承知しておらず、A社の事業主から説明も受けていない。

A社における給与月額は、平成 8 年 3 月は 45 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 45 万 5,000 円となっており、申立期間に控除されていた厚生年金保険料は毎月 3 万 6,300 円であったので、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金台帳（写）及び預金通帳（写）から、申立人は、申立期間において、44万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が平成 8 年 8 月 21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年 9 月 4 日付けで、申立人の標準報酬月額が、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までは22万円、同年 7 月 1 日から同年 8 月 21 日までは38万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿謄本から同社の役員であることが確認できるものの、申立人は、「標準報酬月額の減額については承知しておら

ず、A社の事業主から説明も受けていない。」と述べている上、申立期間当時、同社の社会保険料について社会保険事務所との対応に当たっていた同社の関連会社であるB社の部長及び経理担当者は、「申立人の申立期間に係る給与が減額されたことはなく、標準報酬月額変更届を提出した覚えはない。申立人が関与していたとは考えられない。」旨証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について関与していなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正^{そきゅう}を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正が行われたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から50年9月まで
会社を退職した昭和48年8月ころ国民年金に任意加入し、毎月集金に来ていた女性の方に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「現在所持しているオレンジ色の年金手帳の国民年金記録欄に、昭和50年10月22日、任と記載されている。」と述べているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年10月22日付けで国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月4日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であった。

また、申立期間当時、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付したとすると、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、申立期間当時の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 5 日から同年 4 月 26 日まで
公共職業安定所の紹介により、昭和 63 年 2 月 5 日にA社に入社し、同年 10 月 12 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により、確認できる。

しかしながら、A社は、平成元年4月9日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は無い上、当該期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先が不明のため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む3年間（昭和 61 年から 63 年まで）にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員7人（申立人を含む。）のうち、申立人及び従業員2人は雇用保険の加入日からおおむね2か月前後経過してから厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該従業員2人のうち1人は、「見習期間が1か月ぐらいあった。」と述べている上、申立人は、「A社へ入社する際、同社との約束で入社後3か月目からは給料が上がるということだった。」と述べていることから、同社は、一部の従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。